

私費留学申請について

文学学院事務局

本学が提供するプログラムを利用せずに留学を希望する方で、留学先が大学またはそれに準ずる高等教育機関の場合は、以下の要領で私費留学の申請をしてください。

なお、留学先が大学でない場合、「私費留学」ではなく「休学」を申請してください。この場合、留学先で取得した単位の認定は受けられません。

※ここでいう「大学（付属）」「それに準ずる高等教育機関」とは、学位を授与することのできる教育機関を指します。”college”等の名称であっても該当しない場合がありますので、ご自身でよく確認のうえ申請してください。

◆私費留学申請の流れ

1. 必要書類の準備

私費留学申請にあたっては、まず指導教員と相談し、私費留学することについて承諾を得てください。その上で、以下の必要書類を準備して、Web 上で電子申請することになります。提出期限を考慮の上、余裕をもって手続きを行ってください。

【必要書類】

・留学願（所定書式）

研究科 Web サイトから所定書式をダウンロード・印刷し、必要事項を記入してください。記入済みの留学願については、スキャンデータまたは画像データを申請フォームにてアップロードする形になりますので、申請前にデータとして準備してください。

※本人と保護者等、指導教員がそれぞれ署名、押印したもののスキャンデータまたは画像データを添付してください。その際、記載事項が全て明確に読み取ることができるデータを準備してください。学生と保護者等は別の印鑑を使用する必要があります。また、記載事項に関して大学から保護者等に確認をする場合があります。なお、保護者等としての署名、押印は、必ず大学に保護者として登録している方に依頼してください。違う方が署名している場合、申請不備となります（父親が保護者として登録されているが、留学願は母親が署名している場合等）。登録状況は、MyWaseda「ホーム」左メニュー「個人情報照会・変更」→「学生基本情報変更」→「保証人等確認」で確認できます。

・留学先の入学（受入）許可書

※日本語・英語以外の場合は翻訳も添付してください。

・海外旅行保険申込書（本学指定のもの）のコピー

私費留学で海外に渡航する場合、本学指定の海外旅行保険への加入が必須です。

※他の保険では留学が認められませんのでご注意ください。

→申込書は文学学院事務所で配布します。**私費留学申請前**に事務所で受け取り、必要事項を記入し保険料を振り込んだうえで、申込書を文学学院事務局に提出してください。その際、申込書のコピーをお渡ししますので、そのコピーのスキャンデータまたは画像をアップロードしてください。

→申込書を提出してから渡航時に必要な書類が揃うまで2~3週間かかりますので、お早めにご提出ください。

【留学期間に関する注意】

・留学申請は1学期、または1年間の単位で行います。

・**在学中に留学できる期間は、原則として1年以内**とします。それを超えて留学期間の延長または再留学が認められるのは特別な事情がある場合のみですので、当初から1年を超える留学を想定している場合は、必ず事前に指導教員または文学学院事務局にご相談ください。

2. 私費留学申請

上記の書類等を準備したうえで、下記の期限までに研究科 web サイトから私費留学申請を行ってください。

○「私費留学申請」リンク掲載場所：

文学研究科 Web サイト > 在学生の方へ > 留学 > 留学に必要な手続き > 私費留学の場合

【必要書類の提出期限】

春学期：2月10日まで

秋学期：6月30日まで

※申請日時は、申請フォームにて申請が完了した時刻のログに基づき判断します。デバイスの不具合等による申請遅延があった場合でも申請ログのみに基づいて判断しますので、期日まで時間的余裕を持って申請してください。

※留学申請は必要な情報・書類が揃っていなければ受理されません。不備があった場合、文学学術院事務局から連絡しますので、その際に指定される期日内（1週間程度）に不備を解消してください。期日内に不備が解消されなかった場合、留学申請は取消となりますのでご注意ください。

※提出時期によっては一時所定額の学費（留学承認前の学費）が請求される場合があります。詳細は「◆私費留学申請に際しての注意事項」の「2.学費等の請求について」をよくご確認ください。

※春学期開始分は12月下旬以降、秋学期開始分は4月下旬以降に受付を開始します。

※不備に関する連絡はWaseda メール宛てにいたしますので、必ずこまめにWaseda メールを確認してください。Waseda メールを見ていなかったために生じた不利益（留学申請が認められない等）については、大学は責任を負いません。

3. 教授会承認

申請受付後の直近の教授会にて審議し、問題がなければ留学を承認します。教授会での留学承認は毎月1回（8月、3月を除く）行います。

4. 留学許可通知の送付

教授会にて承認後、留学許可通知を学生本人宛および保護者等宛に送付します。保護者等の登録住所が海外の場合は、学生本人にのみ送付します。

※次頁以降の注意事項も必ず確認して下さい。

◆私費留学申請に際しての注意事項（必ずお読みください）

1. 留学期間中の学費等について

私費留学期間中は、1学期につき在籍料 50,000 円および学生健康増進互助会費 1,500 円を徴収します。また、休学・留学の有無を問わず、2018 年度以降入学の修士課程かつ早稲田大学以外の出身の方は、2 年次秋学期には校友会費 40,000 円を徴収します。

2. 学費等の請求について

学費等の請求金額は教授会承認後に変更されます。留学願の提出時期によっては、学費口座振替処理日程の関係で、一時的に所定額（留学承認前の額）の学費等が請求される場合がありますのでご了承ください。この場合約 1 か月程度で差額分を学費引落口座へ返金いたします。

※口座振替は本学から差し止めることができませんので、振替の停止が必要な場合は登録口座の金融機関にご相談ください。

※教授会は毎月中旬に開催（8 月、3 月を除く）されますので、留学願を提出された時期によっては承認までに 1 か月以上かかることがあります。

3. 留学の期間について

・**在学中に留学できる期間は、原則として 1 年以内です。**

・私費留学期間は在学年数に算入しませんが、単位認定を申請することにより、在学年数に算入することが可能です。

4. 奨学金について

・留学する年度に学内奨学金・民間団体奨学金の給付を受けている場合、留学によって受給資格がなくなることがありますので、速やかに奨学課へ届出てください。

・日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている場合、異動届を提出する必要があります。奨学課 Web サイト (<http://www.waseda.jp/inst/scholarship/aid/jasso/procedures/>) から所定書式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、速やかに奨学課（学生会館 1 階）に提出してください。

5. 復学手続きについて

復学の手続きについては、期間終了後の 1 か月前まで（春学期 7 月下旬～8 月上旬、秋学期 2 月上旬）に学生本人の Waseda メール宛に送付しますので、案内に従って申請フォームに入力してください。

なお、復学手続時には、留学先が発行する在籍期間が記載された証明書をご提出いただきますので、ご準備ください。

6. 留学の取消について

承認された留学は取り消すことができません。

7. 私費留学の場合の本学指定保険加入について

私費留学の場合、本学指定の海外旅行保険に加入することが必須となっています。

所定の申込用紙を**留学申請前**に文学学術院事務所で受け取り、必要事項を記入し保険料を振り込んだうえで、申込書を文学学術院事務所に提出してください。その際、申込書のコピーをお渡ししますので、そのコピーのスクリーンショットまたは画像をアップロードしてください。

※申込書を提出してから渡航時に必要な書類が揃うまで 2～3 週間かかりますので、お早めにご提出ください。

<お問い合わせ先>

早稲田大学文学学術院事務所 学籍担当

e-mail:toyama-gakuseki@list.waseda.jp

お問い合わせメールフォーム

研究科 Web サイト > お問い合わせ > お問い合わせフォーム